

譲渡所得申告 早割りキャンペーンについて



通常、確定申告は売却した日の属する年の翌年 2 月から開始となりますが、早期にご依頼、ご契約いただくことで準備が万全にできます。そのメリットをお客様にもご理解いただくと共に、報酬早割引きをさせていただきます。どうぞこの機会に是非お申し込みください。

<キャンペーン内容>

ご契約日	キャンペーン特典
~平成 29 年 10 月中	20%OFF
平成 29 年 11 月中	15%OFF
平成 29 年 12 月中	10%OFF
平成 30 年 1 月中	5 %OFF

<報酬について>

100,000 円 ~ 別途消費税

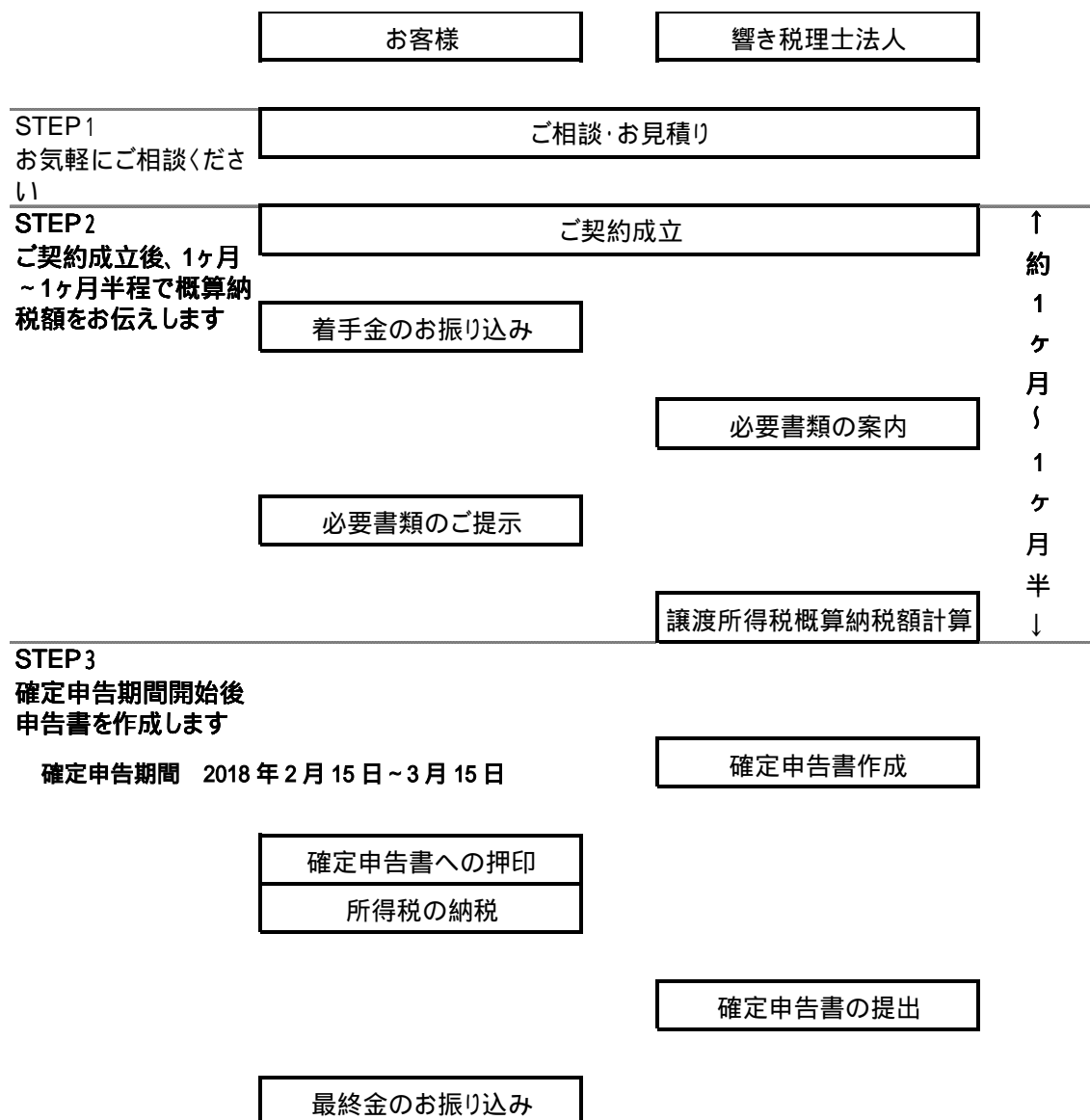
お支払いはご契約時に報酬総額の 50%、残金は申告書提出時となります。

報酬は売買契約書を拝見した上でお見積りさせていただきます。

下記のような、特に調査、研究を必要とする場合、特殊事情により作業量が膨大になる場合には別途報酬が必要となる場合があります。(事前にお見積書をご提出致します。)

- ・ 居住用財産の買い換え特例を適用する場合
- ・ 交換特例を適用する場合
- ・ 海外不動産の売却
- ・ 売却物件が多数ある場合
- ・ 共有者が多数いる場合
- ・ 取得費の計算を当時の売買実例価額から推定して計算する場合

< ご契約から申告までの流れ >



< 注意点 >

- ・ご契約完了後、お客様のご都合によりご解約をされる場合には着入金のご返金はいたしかねます。また業務の進捗状況によって報酬のご請求をさせていただきます。
- ・売買物件の引渡が完了する前のご契約はいたしかねます。

< ご連絡先について >

お電話又はFAXでお申込みください。担当よりお電話にて連絡致します。
FAX X お申込みフォーム(FAX NO : 045-313-3817)

お名前	TEL	FAX
ご住所	Email	